

総財公第 124 号
総財務第 158 号
平成 25 年 12 月 24 日

各都道府県公営企業管理者
各都道府県総務部長
(財政担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市公営企業管理者
各指定都市財政局長
(財政担当課扱い)
各企業団企業長

】 殿

総務省自治財政局公営企業課長
総務省自治財政局財務調査課長

消費税率（国・地方）の引上げとこれに伴う対応について

平成 26 年度の国の予算につきましては、平成 25 年 12 月 24 日閣議決定されたところです。

消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応については、「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて」（平成 25 年 10 月 8 日付総財公第 103 号・総財務第 118 号）において、歳入面について、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処するよう通知したところですが、各地方公共団体におかれては、予算編成にあたり、歳出予算についても、その影響額について適切に計上されるようお願いします。

なお、平成 25 年 12 月 16 日に、地方財政審議会から総務大臣に対し提出された、「今後目指すべき地方財政の姿と平成 26 年度の地方財政への対応についての意見」（平成 25 年 12 月 16 日地方財政審議会）においても、消費税率（国・地方）の引上げとこれに伴う対応について、「各地方自治体は、公共料金等の改定において、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処するとともに、歳出予算においても消費税率の引上げに伴う影響額について適切に計上すべきで

ある。」とされていることを申し添えます。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。